

## 女性活躍推進法「行動計画」

女性その能力を十分に発揮できる人事配置（管理職登用、渉外任命）を実践し、職場の活性化を図るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年 4月 1日～平成31年 3月31日までの 3年間

2. 課題

- (1) 女性の管理職（課長以上の役職にある労働者）が少ない
- (2) 女性のほとんどが事務職で、女性渉外がない

3. 目標と取組内容・実践時期

**目標：**営業職で働く女性渉外を3年後に10名増加させる。

<取組内容>

- 平成28年 4月～ 女性渉外の育成
- 平成29年 4月～ 女性渉外5名に増加
- 平成30年 4月～ 女性渉外10名任命